

国の補助事業等において必要とされる認定支援機関（経営革新等支援機関）の役割について①

認定支援機関の関与 ◎：必須 ○：他の機関や条件でも可

補助事業等名 () 内は根拠法等	認定支援機関の関与	事業概要	認定支援機関の主な記載事項
事業再構築補助金	◎	新分野展開や業態転換、事業・業種転換、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等の事業再構築に意欲のある中小企業等を支援する事業。 コロナの影響で厳しい状況にある中小企業、中堅企業、個人事業主、企業組合等が対象。	【認定支援機関による確認書】 事業計画書の策定に協力を行い、事業再構築指針に沿った内容であることなどを確認。また、事業者の事業遂行や成果目標の達成に関する支援に取り組むことを誓約。
緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金	○	令和3年1月7日に発令された緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者等に対して一時支援金を給付する事業。	【登録確認機関による事前確認】 不正受給や誤って受給してしまうことの対応として、事務局が登録した「登録確認機関」(※)によって、申請希望者が①事業を実施しているか、②給付対象等を正しく理解しているか等について、事前確認を実施。具体的には、中小企業庁が定めた事前確認マニュアルに基づき、TV会議又は対面等で、書類(帳簿等)の有無の確認や宣誓内容に関する質疑応答等の形式的な確認を実施。 ※登録確認機関には、認定支援機関のほか、同機関に準ずる機関、その他特定の機関・有資格者等から募集を行い、事務局が登録。

国の補助事業等において必要とされる認定支援機関（経営革新等支援機関）の役割について②

認定支援機関の関与 ◎：必須 ○：他の機関や条件でも可

補助事業等名 ()内は根拠法等	認定支援機関 の関与	事業概要	認定支援機関の主な記載事項
新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付制度 (新型コロナ対策資本性劣後ローン)	○	新型コロナウイルス感染症の影響により、キャッシュフローが不足するスタートアップ企業や一時的に財務状況が悪化し企業再建等に取り組む企業に対して、民間金融機関が資本とみなすことができる期限一括償還の資本性劣後ローンを供給することで、民間金融機関や投資家からの円滑な金融支援を促しつつ事業の成長・継続を支援。	【事業者が日本政策金融公庫又は商工組合中央金庫に提出する以下の書類（書類の一部）】 ・民間金融機関等からの協調支援を希望しない者等である場合には、認定支援機関による経営指導を受けて事業計画書を策定する必要があり、当該事業計画書の一部
中小企業経営強化税制C類型	◎	デジタル化を可能にする設備投資計画を達成するために必要不可欠な設備で、経営力向上計画の認定を受けたものについては、即時償却又は取得価額の10%の税額控除を選択適用できる制度。（資本金3,000万円以上は7%）	【認定支援機関の事前確認書】 ・経済産業局に、デジタル化設備として適合しているかを事業者が確認書の発行を依頼する前に、認定支援機関が事前に確認し、事前確認書を発行する。
個人事業者の遺留分に関する民法特例 (経営承継円滑化法)	◎	推定相続人全員の合意を前提に、後継者に生前贈与された事業用資産の価額を、遺留分を算定するための財産の価額に算定しないことをする制度。	【認定支援機関の確認書】 合意の対象とした事業用資産が、贈与の直前において、旧個人事業者が所有し、かつ、その事業の用に供していた資産の全てであること及び後継者が当該事業用資産の全部を自己の事業の用に供していること又はその見込みがあることの確認

国の補助事業等において必要とされる認定支援機関（経営革新等支援機関）の役割について③

認定支援機関の関与 ◎：必須 ○：他の機関や条件でも可

補助事業等名 ()内は根拠法等	認定支援機関 の関与	事業概要	認定支援機関の主な記載事項
事業承継・集約・活性化支援金融融資事業	○	事業の譲渡、株式の譲渡、合併等により、経済的又は社会的に有用な事業や企業を承継・集約化する中小企業者を対象に日本政策金融公庫が融資。中小企業が認定支援機関の支援を受けて事業承継計画を策定し、当該計画を実施する場合に貸付利率を軽減。（現経営者が65歳以上である場合に限る。） (支援を受けずに事業承継計画書を策定した場合も融資制度の活用は可能。)	【融資を希望する事業者が日本政策金融公庫に提出する事業承継計画】 ・事業者が「事業承継計画」を策定する際に支援機関が実施した支援内容 ・計画の内容に対する支援機関の評価・所見
個人版事業承継税制 (経営承継円滑化法)	◎	個人事業者が先代（個人事業者）から事業用資産を相続又は贈与により取得した場合において、経営承継円滑化法に係る経済産業大臣の認定を受けた時は、相続税・贈与税の納税を猶予及び免除。	【事業者が都道府県に提出する承継計画に添付する「所見」】 ・個人事業承継計画に記載のある取組への評価や、実現可能性（及びその実現可能性を高めるための指導・助言）
先端設備等導入計画 (生産性向上特別措置法)	◎	事業者が認定支援機関の確認を受けて市区町村に先端設備等導入計画の認定を申請し、認定を受けた場合には、当該計画に基づいて投資した設備について、固定資産税を3年間軽減 (軽減率はゼロから2分の1の範囲内で市区町村が決定)。	【事業者が市区町村に提出する認定申請書に添付する「確認書」】 ・生産・販売活動等に直接つながる先端設備等を導入することにより、目標を達成しうるような労働生産性の向上が見込めるか。

国の補助事業等において必要とされる認定支援機関（経営革新等支援機関）の役割について④

認定支援機関の関与 ◎：必須 ○：他の機関や条件でも可

補助事業等名 ()内は根拠法等	認定支援機関の関与	事業概要	認定支援機関の主な記載事項
法人版事業承継税制 (経営承継円滑化法)	◎	非上場の株式等を先代経営者から後継者が相続又は贈与により取得した場合において、経営承継円滑化法に係る経済産業大臣の認定を受けたときは、相続税・贈与税の納税を猶予及び免除。	<p>【事業者が都道府県に提出する特例承継計画に添付する「所見」】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特例承継計画に記載のある取組への評価や、実現可能性（及びその実現可能性を高めるための指導・助言） <p>【認定を受けた事業者の雇用が8割を下回った場合に都道府県に提出する報告書に添付する「所見」】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平均雇用人数の5年間平均が8割を下回った理由について、その理由が事実であるか確認
事業承継補助金	◎	事業承継・世代交代を契機として、経営革新や事業転換に取り組む中小企業に対し、認定支援機関の助力を得て行う設備投資・販路拡大・既存事業の廃業等に必要経費を支援。	<p>【認定支援機関の確認書】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・応募者が地域に貢献する中小企業者であること ・応募者の取組に独創性等が認められること
企業再建資金 (企業再生貸付制度)	○	経営改善、経営再建等に取り組む必要がある中小企業を対象に日本政策金融公庫が融資。	<p>【事業者が日本政策金融公庫に提出する以下の書類（書類の一部）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定支援機関による経営改善計画策定支援事業を利用して経営改善に取り組んでいる場合は、認定支援機関向けに発行される「支払決定通知書」の写し ・過剰債務に陥っている者が経営改善計画の策定を行い、認定支援機関による指導および助言を受けている場合は、「経営改善計画書」の記載項目の一部（実施した指導および助言の内容、本計画の評価）

国の補助事業等において必要とされる認定支援機関（経営革新等支援機関）の役割について⑤

認定支援機関の関与 ◎：必須 ○：他の機関や条件でも可

補助事業等名 ()内は根拠法等	認定支援機関の関与	事業概要	認定支援機関の主な記載事項
中小企業経営力強化資金融資事業	◎	創業又は経営多角化・事業転換等による新たな事業活動への挑戦を行う中小企業であって、認定支援機関の支援を受ける事業者を対象に日本政策金融公庫が融資。	<p>【事業者が日本政策金融公庫に提出する事業計画書における記載項目の一部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施した経営革新等支援業務の内容 ・新商品の開発または新役務の内容の所見 ・本計画の評価
経営改善計画策定支援事業	◎	借入金の返済負担等の財務上の問題を抱え、金融支援を含む本格的な経営改善を必要とする中小企業に対して、認定支援機関の助力を得て行う経営改善計画の策定を支援（経営改善計画策定支援事業）。また、本格的な経営改善が必要となる前の早期の段階からの資金繰り管理等の簡易な経営改善計画の策定も支援（早期経営改善計画策定支援事業）。	<p>【事業者が認定支援機関と連名で経営改善支援センターに提出する以下の申請書及び添付資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○利用申請（再度利用含む） <ul style="list-style-type: none"> ・経営改善支援センター事業（再度）利用申請書 ・申請者の概要 ・自己記入チェックリスト（経営改善計画策定支援事業のみ） 業務別見積明細 ○支払申請 <ul style="list-style-type: none"> ・経営改善支援センター事業費用支払申請書 ・経営改善計画 ・自己記入チェックリスト（経営改善計画策定支援事業のみ） ・業務別請求明細 ・従事時間管理表 ○モニタリング費用支払申請 <ul style="list-style-type: none"> ・モニタリング費用支払申請書 ・モニタリング報告書 ・自己記入チェックリスト（経営改善計画策定支援事業のみ） ・業務別請求明細 ・従事時間管理表

国の補助事業等において必要とされる認定支援機関（経営革新等支援機関）の役割について⑥

認定支援機関の関与 ◎：必須 ○：他の機関や条件でも可

補助事業等名 () 内は根拠法等	認定支援機関 の関与	事業概要	認定支援機関の主な記載事項
経営力強化保証制度	◎	中小企業が認定支援機関の助力を得て経営改善に取り組む場合に信用保証料を軽減。	<p>【事業者が金融機関に提出する所定の申込資料に添付する以下の書類の一部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「経営力強化保証」申込人資格要件等届出書 ・経営支援の内容（選択式） ○事業計画書（申込人が策定） ・認定経営革新等支援機関の所見（計画策定支援を行っている場合） ○認定経営革新等支援機関による支援内容を記載した書面（事業計画書に記載されている場合は不要） <p>【金融機関が信用保証協会に提出する事業計画実行状況等報告書の一部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・四半期ごとの事業者の報告内容に対する認定支援機関の対応等 ・翌事業年度における認定支援機関の経営支援の内容等

※「令和元年度補正ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」以降、ものづくり補助金において確認書の添付が不要となりましたが、申請又は事業化に対する各種支援を受けることができます。